

## 県立津久井支援学校施設の利用について

### 1 ご利用可能施設

利用施設	利用できる設備等	利用日	利用時間
グラウンド	なし ※照明設備はありません	土・日・祝日	9:00～12:00 13:00～16:30
体育館	バスケットゴール バドミントン用ポール、ネット ポッチャボール、ランプ	火・金（平日）	17:00～19:00
		土・日・祝日	9:00～12:00 13:00～16:30
進路相談室	長机、イス	土・日・祝日	9:00～12:00 13:00～16:30
付属施設：校舎2階 玄関、トイレ （車いす利用の場合）校舎1階～2階エレベーター、1階トイレ			

※グラウンドには防護ネットがなく幅も狭いため、野球等の球技には適していません。

※体育館には防護ネットがないため、配管や壁を傷つける恐れのある球技には適していません。

※上記に記載のない物品の利用については、事前に相談が必要です。ボールやシャトル等の消耗品は利用団体で用意してください。

### 2 照明設備・冷暖房設備の利用料について

(1) 次の設備の利用については、利用料は無料ですが、次表のと通りの電気代をお支払いください。

	区分	単位	金額（消費税及び地方消費税相当額）
体育館	照明設備を利用	1回（2時間）	440円（40円）
	冷房設備を利用	1時間	1,710円（155円）
	暖房設備を利用	1時間	2,580円（234円）
進路相談室	冷房設備を利用	1時間	360円（32円）
	暖房設備を利用	1時間	540円（49円）

(2) 体育館の1回の開放につき、照明設備の利用が2時間を超える場合、延長1時間毎の延長料金は、220円です。

(3) 電気代は、1カ月単位でまとめて翌月1日（休日の場合はその翌日）に納入通知書を発送いたしますので、指定された金融機関または、コンビニエンスストア等で納期限内にお支払いください。

### 3 利用できる方

学習・文化・スポーツ活動を目的とする県内在住の方。

なお、次のような場合は、（利用承認後であっても）利用をお断りいたします。

- ア 特定の政党若しくは公選による公職の候補者の支持又は反対のための利用、その他政治活動のための利用
- イ 特定の宗教の支持又は反対のための利用及び宗教活動のための利用
- ウ 営利を目的とした利用
- エ 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれのある利用
- オ その他、校長が不相当と認めた利用

#### 4 申込方法・利用の流れ

	流れ	備考	ダウンロード URL
1	事務室に電話で問合せをする	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望の内容を伺います。</li> <li>・施設利用登録に来ていただく日程を調整します。</li> </ul>	
2	来校して施設利用登録を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用登録申請書と施設利用者名簿を提出してください。</li> <li>・利用に関する注意事項などをお伝えします。</li> <li>・毎年度更新手続きが必要です。</li> <li>・利用申込みや記載内容に変更が生じたときは必ず提出してください。</li> </ul>	施設利用登録申請書（様式1） 施設利用者名簿（様式2）
3	施設利用申込を行う	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用したい日が属する月の前月初日から10日までに、持参、郵送、メール、FAXにて、施設利用申込書を提出してください。</li> </ul>	施設利用申込書（様式3）
4	施設利用承認書を郵送で受け取る	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校は前月15日までに施設利用承認書を交付し、郵送します。</li> </ul>	施設利用承認書（様式4）
5	利用当日、施設利用承認書を学校施設管理員に提示する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施設利用承認書の提示がない場合や、事前に申込みのない場所や物品は利用できませんので注意してください。</li> </ul>	
6	施設利用日誌を学校施設管理員に提出する	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用責任者は施設利用日誌を速やかに提出してください。</li> <li>・施設利用後は、現状復帰をお願いします。</li> </ul>	施設利用日誌（様式5）

※ 承認された後、ご都合により利用を中止するときは、必ず事務室まで電話またはメールにてお知らせください。

※ 承認後も学校運営、天候等やむを得ない事由により施設が利用できなくなることがありますので、予めご了承ください。

#### 5 保険の加入について

利用者の皆様には、万が一の事故に備えて、予め保険の加入をお勧めしています。また、利用申込みの際に傷害保険の加入の有無を確認させていただくことがありますので、ご了承ください。

#### 6 守っていただきたいこと

学校施設は、県民共有の財産です。皆さんが気持ち良く利用できるよう、また、児童生徒の教育活動の妨げにならないよう、次のことを守ってご利用ください。

ア 利用される団体の代表の方は、利用当日に施設利用承認書を施設管理員にお見せください。

イ 県立学校は全面禁煙です。また、校門など学校周辺での喫煙も近隣の迷惑となりますので、ご遠慮ください。

ウ 指定された利用施設以外の場所には立ち入らないでください。

エ 施設利用終了後は、利用施設（トイレ、体育館）の清掃・整備を行い、利用前の状態に戻してください。ゴミはお持ち帰りください。

オ 施設利用中の事故など、緊急時については各自ご対応をお願いします。利用にあたっては事故がないよう責任を持って安全に努めてください。

カ 利用中は門扉を閉めてください。

- キ 利用中に異常な状態に気付いたときには、速やかに警察等の関係機関に連絡してください。警察 1 1 0 番や消防 1 1 9 番に連絡した場合やその他必要と考えられる場合には、学校に必ず報告してください。
- ク 自動体外式除細動器（AED）は体育館前入口付近の廊下に設置されており、心停止の際には、利用者の皆様にも簡単な操作でお使いいただけますので、施設を利用される際には必ず設置場所を確認いただきますようお願いいたします。
- ケ 利用中に施設・設備・物品等を破損若しくは滅失したときは、速やかに学校事務室に連絡し、「施設・設備破損届（様式6）」を必ず提出してください。
- コ 利用者が施設・設備・物品等を故意又は過失により破損若しくは滅失したときは、原状に復するための経費について、弁償の責任を負っていただきます。
- サ 児童・生徒が利用する場合、利用責任者は学校施設への行き帰りに関しても複数での行動を呼びかけるとともに、集合・解散時刻を予め定めるなど、安全策を講じてください。
- シ 許可された団体以外の利用はできません。
- ス 許可された日時、場所以外は利用できません。
- セ 駐車スペースは学校敷地内とします。職員駐車場の利用はご遠慮ください。

## 7 感染症対策における留意事項

- ア 発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理に活動に参加せず、自宅で休養するよう にしましょう。
- イ 施設の利用前には、手を洗いましょう。
- ウ 利用中は、十分な換気を行いましょう。
- エ その他、学校が決めた措置や指示に従ってください。

○緊急の場合は関係機関(警察や消防)に、ご連絡ください。

○110番や119番に連絡した場合、その他必要と考えられる場合は、必ず学校職員もしくは学校施設管理員に連絡を入れてください。

### 問合せ先

神奈川県立津久井支援学校 事務室

電話 042-684-4862

FAX 042-684-4861

メール [tsukui-sh@pref.kanagawa.lg.jp](mailto:tsukui-sh@pref.kanagawa.lg.jp)